

静岡県社会福祉協議会ふれあい基金

地域福祉・ボランティア活動等推進助成事業実施要領

(「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」

別表3「ボランティア育成・活動推進事業」に該当)

1 趣 旨

民間非営利の地域福祉・ボランティアグループ又は団体等(以下「グループ」という。)が行う地域福祉・ボランティア活動事業に対し助成を行うものとし、その助成に関しては、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 助成対象となるグループ

静岡県内のグループで、原則として下記の要件を満たすものとする。

- (1) グループ内の活動者が5人以上いること。
- (2) 既に活動をしているグループであること。(活動年数は問わない。)
- (3) 下部団体への支援または物品の貸出等のみを行うグループでないこと。
- (4) 団体の設立趣旨や活動内容が特定の政党、宗教等に偏っていないこと。
- (5) 法人は、特定非営利活動法人(NPO法人)のみとする。
- (6) 前年度に本事業の助成を受けていないこと。(但し、先駆的(モデル的)活動助成への申込の場合は除く)

3 助成対象となる事業(活動)

活動の中心が静岡県内であり、継続的に地域福祉・ボランティア活動に取り組み、参加者を限定せずに広く募っている次の事業(活動)とする。

(1) 活動推進助成

児童虐待防止、引きこもり支援、子育て支援、子育て支援団体等の交流事業、障がい者の地域生活支援、高齢者・児童の安全・安心、孤立死・徘徊等の予防や見守り、災害時の要援護者支援、団塊世代の地域参加、在住外国人支援等の事業

(2) 先駆的(モデル的)活動助成

今日的な福祉(生活)課題の解決に向けた事業で、事業計画が具体的で一定の成果が期待できる先駆的(モデル的)事業

(事業(活動)例)

- ア 独居老人と交流を図り、地域資源を活用した見守り活動
- イ 障害者が自立した地域生活を住民とともに支える活動
- ウ ホームレスや在日外国人等への支援を包括的に行う活動

(3) 活動内容は、従来から行っている事業(継続活動)でも、新たに開始する事業(新規活動)でも構わない。

(4) 次の事業(活動)は対象としない。

- ア 営利を目的とする事業
- イ 学術的な調査研究事業
- ウ 地方公共団体等の委託を受けて行っている事業
- エ 特定の個人またはグループの利益のみに寄与する事業
- オ 助成決定時点で既に完了している事業

4 助成額及び対象経費

(1)助成額

- ①活動推進助成 1グループ 30万円以内
- ②先駆的(モデル的)活動助成 1グループ 100万円以内

(2)助成対象経費

謝金(講師謝金等)、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、会議費、備品費、保険料

(3)助成対象外経費

- ①グループの経常的な運営経費(活動者の人件費・報酬、家賃、光熱水費、施設整備費)
- ②パソコンやコピー機等、組織運営のため日常的に使用する備品や物品購入費
- ③助成が適切でないと判断する経費(視察・研修旅行費等)
- ④介護保険又は自立支援給付の各サービスと重複する経費

5 助成対象期間

年度内(助成をした年の翌年3月末日)とする。

6 助成事業の採択

静岡県社会福祉協議会会長はふれあい基金運営委員会の意見を聞き、助成先、助成事業の採択を行い、別に定める日までにグループ宛に通知する。

なお、「先駆的(モデル的)活動助成」は、書類選考後に申請グループの運営委員会での説明(プレゼンテーション)を経て、選考を行い採択する。

7 助成事業、資機材への表示

助成事業開催資料(要綱等)又は資機材には、「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成」を明記(表示)する。

8 申込方法

別紙「助成事業申込書」に必要事項を記入のうえ、郵送または直接持参の方法で別に定める日までに、静岡県社会福祉協議会へ申し込む。

- (1)申し込みは、1グループにつき1件のみとする。
- (2)添付書類を含む申込書類は、返却しない。

附 則

この要領は、平成 21 年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年度分の助成金から適用する。